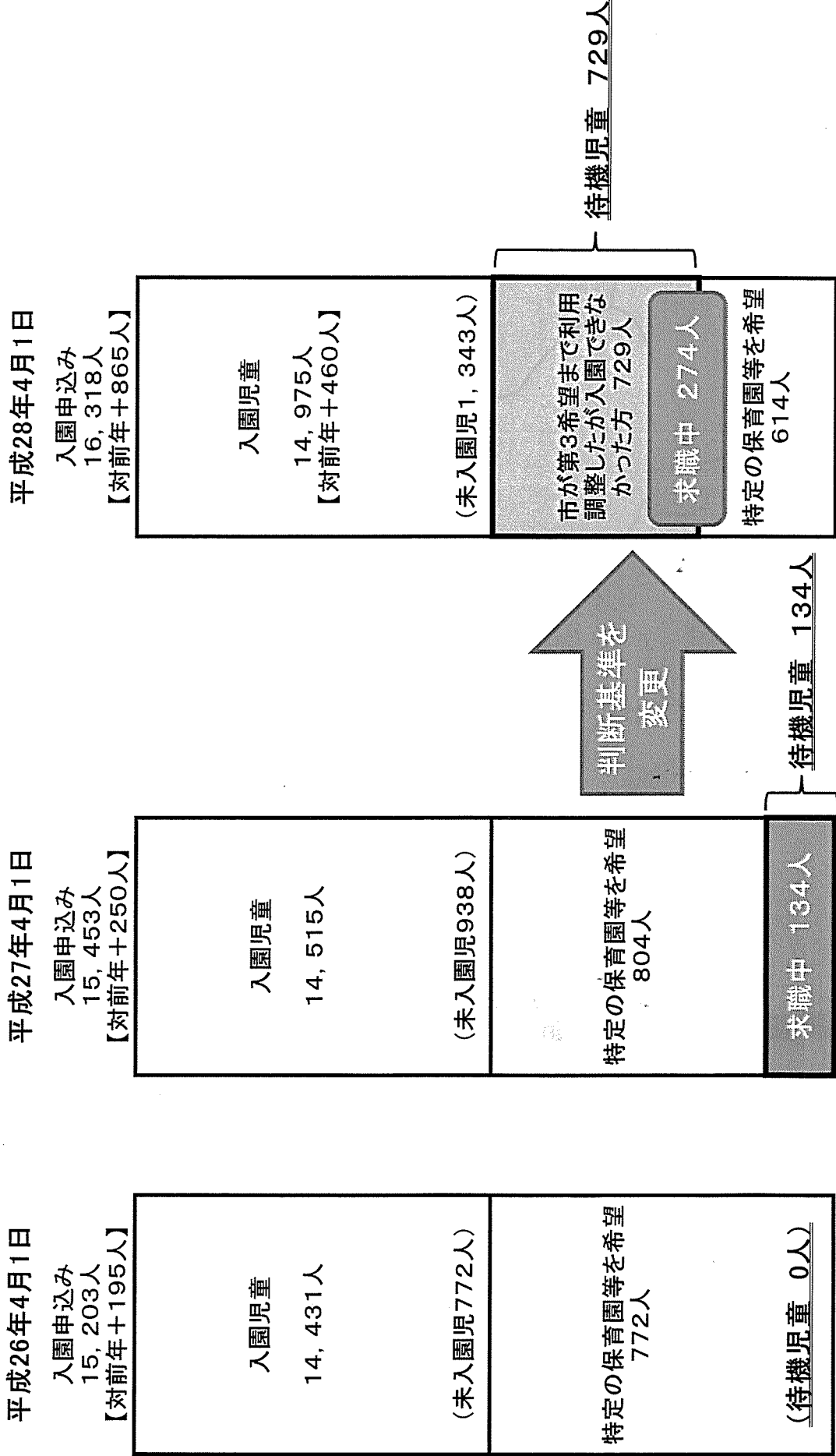


# 岡山市の保育の現状について

子ども・子育て会議資料  
平成28年10月11日

## 待機児童数と待機児童の判断基準の変更について

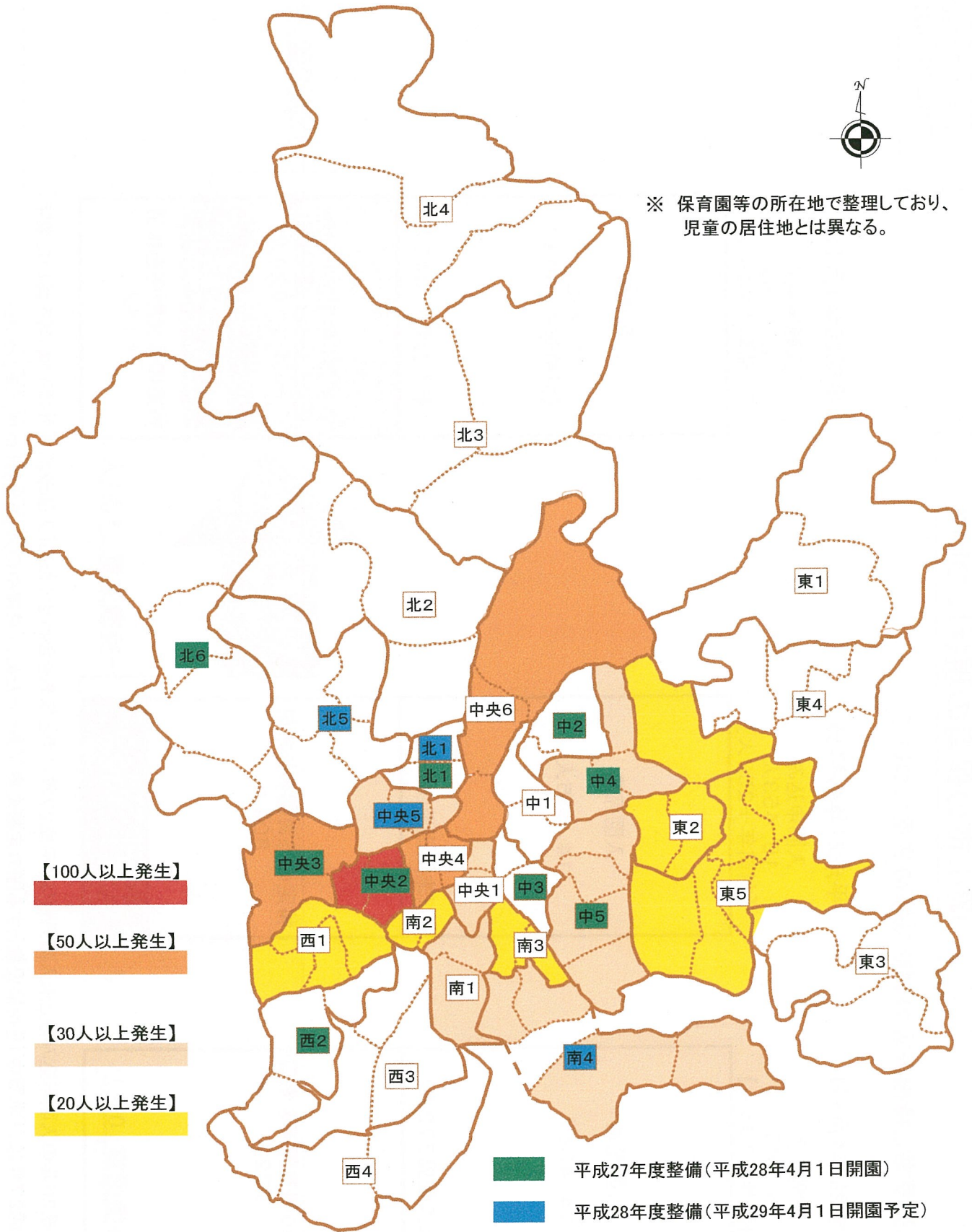


- ※ 平成26年の入園申込み数と未入園児数は、平成27年以降と基準を合わせるため「入園予約」「書類不備」等を除いた数字。
- ※ 平成27年は、「求職中」を待機児童とする国の定義変更があったため、「求職中の方」を全員「待機児童」とした。
- ※ 平成28年は、これまで「自宅から30分未満で利用可能な保育園等があるが、特定の保育園等を希望する者」として整理していた方のうち、市が第3希望まで利用調整したにもかかわらず、入園できなかった方を「待機児童」とした。

# 平成28年4月1日 待機児童発生区域



※ 保育園等の所在地で整理しており、  
児童の居住地とは異なる。



## 教育・保育提供区域一覽表

区	管轄福祉事務所	小学校区の組み合わせ	教育・保育提供区域の表示
北	北区中央	岡南 清輝	中央1
		御南 西	中央2
		吉備 陵南	中央3
		大元 鹿田	中央4
		石井 三門 大野	中央5
		岡山中央 牧石 御野	中央6
	北区北	伊島 津島	北1
		野谷 馬屋上 横井	北2
		御津 五城 御津南	北3
		福渡 建部 竹枝	北4
		中山 平津 桃丘 馬屋下	北5
		足守 蛭明 鯉山 加茂 庄内	北6
中	中区	三勲 宇野	中1
		高島 旭竜	中2
		旭東 平井	中3
		竜之口 幡多 財田	中4
		富山 旭操 操南 操明	中5
東	東区	江西 千種	東1
		可知 古都 芥子山	東2
		大宮 太伯 幸島 朝日	東3
		角山 城東台 御休 浮田 平島	東4
		開成 政田 西大寺南 西大寺 豊 雄神	東5
南	南区西	妹尾 箕島 福田	西1
		曾根 興除 東疇	西2
		第一藤田 第二藤田 第三藤田	西3
		灘崎 七区 彦崎	西4
	南区南	浦安 芳泉	南1
		芳田 芳明	南2
		平福 福浜	南3
		甲浦 小串 福島 南輝	南4

## 平成28年度の待機児童対策における重点取組項目

### 1 来年4月に800人以上の定員増

(1) 受け皿の整備 (①②③は平成29年4月開園予定)

① 私立保育所の整備 (新設3園、増築1園、定員339人増)

② 小規模保育事業 (新規2事業者、定員38人増)

③ 小規模保育事業者及び事業所内保育事業者の募集  
(予定: 18事業者、定員420人増)

④ 私立保育所の募集 (予定: 2園、定員200人増)

⑤ 認定こども園の整備推進

(2) 市立幼稚園の余裕教室を活用した一時預かりの検討

### 2 保育士の確保

(1) 保育士・保育所支援センターの一層のPR

(2) 保育士の処遇改善が適切に実行されるよう事業者へ要請

(3) 保育士の配置基準の見直し検討

別紙

保育所等利用待機児童の定義

(下線部分) : 主な変更か所

(定義) 保育所等利用待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

←H27年度  
変更か所

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童

② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童

③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童

④ 企業主導型保育事業で保育されている児童  
については、本調査の待機児童数には含めないこと。

←今年度  
変更か所

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

←H14年度  
変更か所

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

(1) 開所時間が保護者の需要に添えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)

(2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)

(3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施

設

(4) 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設（保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合）

←H14年度  
変更か所

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

←H27年度  
変更か所

岡山市の待機児童数の推移(平成11年度～平成28年度)

(単位:人)

年度(4月1日現在)	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
就学前児童数(A)	39,352	39,325	39,578	39,616	39,763	39,367	39,946	39,386	40,179	39,914	39,486	39,343	39,285	39,690	39,546	39,290	38,976	38,708
入園申込児童数(B)	9,810	9,955	10,136	11,170	11,810	12,075	13,020	13,334	13,808	13,822	13,969	14,119	14,099	14,607	15,046	15,203	15,453	16,318
定員数	9,062	9,307	9,547	10,242	10,837	11,182	12,057	12,227	12,857	12,857	12,857	12,917	12,967	13,097	13,567	13,637	14,047	14,574
入園児童数	9,194	9,552	9,893	10,617	11,228	11,507	12,498	12,730	13,217	13,156	13,248	13,461	13,603	13,930	14,338	14,431	14,515	14,975
未入園児童数	616	403	243	553	582	568	522	604	591	666	721	658	496	677	708	772	938	1,343
待機児童数	616	403	243	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	134	729
B/A(%)	24.9%	25.3%	25.6%	28.2%	29.7%	30.7%	32.6%	33.9%	34.4%	34.6%	35.4%	35.9%	35.9%	36.8%	38.0%	38.7%	39.6%	42.2%
定員増加数	-	245	240	695	595	345	※ 875	170	※ 630	0	0	60	50	130	470	70	410	527
申込児童増加数	-	145	181	1,034	640	265	945	314	474	14	147	150	-20	508	439	157	250	865

注1) 平成22年度以前の入園申込児童数と未入園児童数には、「入園予約」、「書類不備」等を含む。

注2) 平成17年度の定員数増875人のうち、御津町、灘崎町との合併(平成17年3月22日)による増は755人。

注3) 平成19年度の定員数増630人のうち、建部町、瀬戸町との合併(平成19年1月22日)による増は540人。

注4) 待機児童数は、未入園児童数の内数。

<待機児童の定義変更>

- ・平成14年度から「特定の保育所を希望している場合」と「単独保育事業で対応している場合」は待機児童から除く、とされた。
- ・平成27年度から「求職活動中の場合」は待機児童に含めることとされ、「育児休業中の場合」は待機児童に含めないことができる、とされた。

